

平成21年5月1日

各 位

株 式 会 社 創 通
代表取締役社長 湯浅 昭博
(コード番号 3711)
問い合わせ先 常務取締役 管理本部長
出原 隆史
電話番号 03-3248-0311

株式の分割および単元株制度の採用並びに 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、株式の分割の実施および単元株制度の採用並びに定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割および単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

尚、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成21年5月31日(日)を基準日として(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成21年5月29日(金)となります)、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する株式を、1株につき100株の割合をもって分割します。

尚、今回の分割により、平成20年10月10日に発表いたしました平成21年8月期末の配当予想金額は、1株当たり60円(6,000円の100分の1)となります。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数	43,000株
今回の分割により増加する株式数	4,257,000株
株式の分割後の当社発行済株式総数	4,300,000株
株式の分割後の発行可能株式総数	15,600,000株

(3) 株式の分割の日程

基準日の公告日	平成21年5月13日(水)
基準日	平成21年5月31日(日)
効力発生日	平成21年6月1日(月)

(注) 上記の株式の分割および下記「3. 単元株制度の採用」に伴い、当社株式は平成 21 年 5 月 26 日(火)から 5 月 29 日(金)まで、ジャスダック証券取引所において売買停止となります。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成 21 年 6 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 21 年 6 月 1 日(月)

(注) 上記の単元株制度の採用に伴い、平成 21 年 6 月 1 日をもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更いたします。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項並びに第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 21 年 6 月 1 日付をもって当社定款の一部変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>156,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,600,000 株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条の 2 <u>当社の単元株式数は、100 株と</u> <u>する。</u>
(新設)	<u>附 則</u> 第 1 条 <u>第 6 条および第 7 条の 2 の定款</u> <u>変更の効力発生日は平成 21 年 6 月</u> <u>1 日とする。</u> <u>② なお、本附則第 1 条は、前項の</u> <u>効力発生日をもって削除する。</u>

以 上